

知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について

平成20年3月31日 財関第351号
最終改正：令和5年6月30日 財関第594号

関税法（昭和29年法律第61号）第69条の4及び第69条の13の規定に基づく申立てに係る審査については、平成20年4月1日から、関税法基本通達の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知されたい。

第1章 輸入差止申立ての審査

法第69条の13第1項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。）の審査の手續及びその取扱いは、次による。

1 申立先税関による審査事務

関税法基本通達69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された申立先税関の本関知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。

- (1) 当該「輸入差止申立書」等を受け付けるとともに、輸入差止申立てをした者又はその代理人（以下「申立人」という。）から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付する。
- (2) 「差止申立てに係る形式審査表」（別紙様式）に沿い、当該「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料について不備がないことを確認する。
- (3) 「輸入差止申立書」の記載事項に不備があるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、下記(6)の場合を除き、申立人に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求めるものとする。
なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、当該記載事項の補正等に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付すものとし、当該期限を徒過し、その説明を求めても申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ては、不受理として差し支えない。この場合は、「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するものとする。
- (4) 生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について関税法基本通達69の15-1の(1)のロ及び同項の(1)のハの(ロ)のただし書による取扱いが行われる旨を教示する。
- (5) 「輸入差止申立書」及び添付資料等から、次の事項について確認する。
 - ① 認定手續が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否か
 - ② 権利の登録料が納付されていること
- (6) 当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であって、その一部の物品についてのみ資料等が整っているときは、不足している資料については後日提出を求めるものとし、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。

2 輸入差止申立書の受付等の連絡

申立先税関の本関知的財産調査官は、上記1の(2)により受け付けた「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに次の事務を行うものとする。

- (1) 総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手續を執る他の税関の本関知的財産調査官に対し、輸入差止申立てを受け付けた旨を連絡する。
- (2) 当該輸入差止申立てに関する関税法基本通達69の13-6の(1)に規定する公表の開始日について総括知的財産調査官と調整する。

3 総括知的財産調査官による審査

上記2の(1)により連絡を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運

用等について（平成19年6月15日財関第802号）」によることとする。

- (1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権を侵害している事実又は不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号若しくは第18号に掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」において、侵害の事実を疎明する内容が、受理されている輸入差止申立書に記載した内容と同一である旨記載がある場合（添付資料を省略する場合を含む）は、同一と認めて差し支えないか審査するものとする。「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。
- (2) 上記(1)の補正又は添付資料等の追加提出等を求める場合には、当該記載事項の補正等に必要の調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。
- (3) 上記(1)の審査の結果、当該輸入差止申立ての受理又は不受理について任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。なお、上記(1)の補正又は添付資料等の追加提出等がなされたが、その内容では当該輸入差止申立てを受理できないことが明らかな場合及び上記(2)の期限を徒過し、その説明を求めても申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ての全部又は一部を不受理とする旨の意見書を送付して差し支えない。
- (4) 当該輸入差止申立ての一部のみを受理とする旨の意見書を送付する場合、受理すべき部分と受理すべきでない部分を明確にするものとする。

4 輸入差止申立ての取下げについて

申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立書」を受け付けた後受理又は不受理の決定をするまでの間に、申立人から書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、関税法基本通達69の13-6(2)に基づき予想される輸入者等に対し連絡を行った場合は、当該連絡をした者に対し申立てが取り下げられた旨を連絡し、また、上記2の(1)に基づき輸入差止申立てを受け付けた旨の連絡を行った場合には、総括知的財産調査官及び他の税関の本関知的財産調査官に申立てが取り下げられた旨を連絡する。

第2章 輸出差止申立ての審査

法第69条の4第1項の規定による申立ての審査手続及びその取扱いは、第1章の規定を準用するものとする。